

環自野発第 2206272 号  
令和 4 年 6 月 27 日

各地方環境事務所長 殿  
釧路自然環境事務所長 殿  
信越自然環境事務所長 殿  
沖縄奄美自然環境事務所長 殿  
四国事務所長 殿

環境省自然環境局長  
(公 印 省 略)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を  
改正する法律の一部の施行等について

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 42 号。以下「改正法」という。）」が令和 4 年 5 月 18 日に公布され、改正法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定については令和 4 年 7 月 1 日から施行されます（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和 4 年政令第 232 号））。

改正法の一部の施行に伴い、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「法」という。）」において特定外来生物の防除のための土地立入り等の目的及び主体の拡大並びに物品の輸入時における検査権限の強化が行われることを受け、関連する証明書の様式の記載事項の整理を行うほか、地方支分部局への委任事項の追加等を行う「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年農林水産省・環境省令第 1 号。以下「改正省令」という。）」が令和 4 年 6 月 27 日に公布されました。また、改正法による改正後の法（以下「新法」という。）第 24 条の 2 第 1 項の規定による輸入品等の検査に相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査を定める「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第二十四条の二第一項の規定による検査に相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査（令和 4 年環境省告示第 55 号）」が同日に公布され、これらについて、令和 4 年 7 月 1 日から施行されます。

改正の概要は下記のとおりですので、本改正を踏まえた法の適正な執行をお願いいたします。

なお、各都道府県知事には、別添写しのとおり通知しましたので御了知願います。

環自野発第 2206273 号  
令和 4 年 6 月 27 日

各都道府県知事 殿

環境省自然環境局長  
(公 印 省 略)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を  
改正する法律の一部の施行等について

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 42 号。以下「改正法」という。）」が令和 4 年 5 月 18 日に公布され、改正法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定については令和 4 年 7 月 1 日から施行されます（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和 4 年政令第 232 号））。

改正法の一部の施行に伴い、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「法」という。）」において特定外来生物の防除のための土地立入り等の目的及び主体の拡大並びに物品の輸入時における検査権限の強化が行われることを受け、関連する証明書の様式の記載事項の整理を行うほか、地方支分部局への委任事項の追加等を行う「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年農林水産省・環境省令第 1 号。以下「改正省令」という。）」が令和 4 年 6 月 27 日に公布されました。また、改正法による改正後の法（以下「新法」という。）第 24 条の 2 第 1 項の規定による輸入品等の検査に相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査を定める「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第二十四条の二第一項の規定による検査に相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査（令和 4 年環境省告示第 55 号）」が同日に公布され、これらについて、令和 4 年 7 月 1 日から施行されます。

改正の概要は下記のとおりですので、貴職におかれましては、本改正を踏まえた法の適正な執行への御協力をお願いいたしますとともに、貴管下市町村及び関係機関にも周知されるようお願いいたします。

環自野発第 2206274 号  
令和 4 年 6 月 27 日

一般財団法人 自然環境研究センター 殿

環境省自然環境局長  
(公 印 省 略)

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を  
改正する法律の一部の施行等について

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 42 号。以下「改正法」という。）」が令和 4 年 5 月 18 日に公布され、改正法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定については令和 4 年 7 月 1 日から施行されます（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和 4 年政令第 232 号））。

改正法の一部の施行に伴い、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「法」という。）」において特定外来生物の防除のための土地立入り等の目的及び主体の拡大並びに物品の輸入時における検査権限の強化が行われることを受け、関連する証明書の様式の記載事項の整理を行うほか、地方支分部局への委任事項の追加等を行う「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年農林水産省・環境省令第 1 号。以下「改正省令」という。）」が令和 4 年 6 月 27 日に公布されました。また、改正法による改正後の法（以下「新法」という。）第 24 条の 2 第 1 項の規定による輸入品等の検査に相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査を定める「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第二十四条の二第一項の規定による検査に相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査（令和 4 年環境省告示第 55 号）」が同日に公布され、これらについて、令和 4 年 7 月 1 日から施行されます。

改正の概要は下記のとおりですので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

第一 特定外来生物の防除のための土地立入り等の目的及び主体の拡大（新法第13条、第14条及び第18条第4項関係）

1 土地の立入り等の目的の拡大

従来から、改正法による改正前の法（以下「旧法」という。）第13条第1項（新法第13条第2項）（旧法第18条第4項において準用する場合を含む。）に基づき、主務大臣等（主務大臣及び国の関係行政機関の長をいう。以下同じ。）又は法第18条第1項の確認を受けた防除に関する事務を所掌する地方公共団体が防除を行う際は、その必要な限度において職員が他人の土地若しくは水面に立ち入り、特定外来生物の捕獲等若しくは放出等をさせ、又は当該特定外来生物の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させることができることとされている。

しかし、同項の規定はあくまでも「防除に必要な限度において」の立入り等に係る規定であるため、防除対象となる特定外来生物の存在が事前に判明していることを前提としており、防除の必要性の判断等を目的とした立入り等については、法に基づいて行うことができなかった。

このため、改正法において新法第13条第1項を新設し、特定外来生物の生息若しくは生育の状況又は特定外来生物による生態系等に係る被害の状況に関する情報その他特定外来生物の防除の必要性の判断又は当該防除の実施に必要な情報を収集するための調査に必要な限度において、法に基づく土地又は水面への立入りと調査を行うことができることとした。

「特定外来生物の生息若しくは生育の状況又は特定外来生物による生態系等に係る被害の状況に関する情報その他特定外来生物の防除の必要性の判断又は当該防除の実施に必要な情報を収集するための調査」とは、例えば特定外来生物の発見地周辺での生息又は生育の状況を確認するための調査や、特定外来生物と疑われる生物の生息地での同定のための機器の設置等を想定している。

また、同項に基づき、法第18条第1項の確認を受けた防除に関する事務を所掌する地方公共団体の長については、特定外来生物の生息若しくは生育の状況又は特定外来生物による生態系等に係る被害の状況に関する情報その他法第18条第1項の確認を受けた防除の実施に必要な情報を収集するための調査に必要な限度において、法に基づく土地又は水面への立入りと調査を行うことができることとした。

2 土地の立入り等の主体について

国や地方公共団体で外来生物対策を担当する職員の数には限りがあるため、例えば、全国各地で同時多発的に非意図的に侵入する特定外来生物への対応を行う際や、離島など遠隔地で特定外来生物が発見される事例が生じた場合には、職員のみでは立入り等を迅速に行えず、早期の対応が困難になるおそれがある。

このため、新法第13条第1項の規定による立入り等においては、立入り等の権限主体に職員のほか、主務大臣等（新法第18条第4項において準用する場合には新法第18条第1項の確認を受けた防除に関する事務を所掌する地方公共団体の長。以下同じ。）が「委任した者」を含めることとした。「委任した者」とは、主務大臣等が当該立入り等に係る委任をした外来生物の防除に関する専門的な技術・知見を有する事業者等を想定している。また、新法第13条第1項の規定による立入り等を行う際には、同条第4項の規定に基づき、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成17年農林水産省・環境省令第2号。以下「規則」という。）様式第4に規定する身分を示す証明書を携帯させ、関係者に提示させることとされて

おり、この「委任した者」が当該立入り等を行う場合においても、主務大臣等は、遺漏なく当該証明書を発行し、携帯等させる必要がある。

なお、新法第 13 条第 2 項（新法第 18 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による立入り等については、特定外来生物の捕獲等の支障となる立木竹の伐採等を伴うものであるため、旧法と同様に、引き続き当該立入り等の権限主体は職員に限ることとしている（新法第 13 条第 2 項の規定は、旧法第 13 条第 1 項につき、新法第 13 条第 1 項の新設に伴う条項ずれに係る改正のみを行った。）。

### 3 立入り等の際の留意点

新法第 13 条第 1 項（新法第 18 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による立入りについては、新法第 13 条第 2 項の規定による防除に必要な限度で行う立入り等と同様に、立入りの対象となる土地若しくは水面の占有者又は立木竹の所有者に対しては、新法第 13 条第 3 項に基づく意見聴取等の法に基づく所要の手段を行うことに加え、当該立入りの目的を説明し、可能な限り理解を得ることが望ましい。

また、本規定は、主務大臣等が防除の必要性の判断に必要な情報を収集するための調査に用いることができるものであるため、本規定に基づく立入りを行い、その結果として防除の必要がないと判断された場合には、防除を行わないことも想定している。一方で、客観的状況に照らし当該場所に特定外来生物が存在するおそれがあると認められない場合にまで本規定を用いて立入りや調査ができるという趣旨のものではない。仮にこのような立入りを行った場合には、違法となるおそれがあるため、本規定の趣旨を踏まえた適切な運用に留意されたい。

### 4 その他

新法第 13 条第 1 項の規定は新法第 18 条第 4 項において準用されているが、改正法の一部施行日（令和 4 年 7 月 1 日）から全面施行日（※）の前までの間は、地方公共団体においては、法第 18 条第 1 項の確認を受けた防除に関する事務を所掌する地方公共団体のみが、当該確認を受けた防除の実施に必要な情報を収集するための調査のみを行うことができることとなる。改正法の全面施行時には、地方公共団体の責務規定を定め、防除に関する規定についても改正を行うことに伴い、全ての都道府県及び市町村において、主務大臣等と同様に、公示や確認等の法に基づく防除の実施に係る手段を行っていない場合であっても、防除の必要性の判断に必要な情報を収集するための調査を行うことができるようになる。

※改正法の公布の日（令和 4 年 5 月 18 日）から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日。今後、別途政令を制定して定める予定。

## 第二 物品の輸入時における検査権限等の強化（新法第 24 条の 2 関係）

### 1 検査対象の拡大（新法第 24 条の 2 第 1 項関係）

新法第 24 条の 2 第 1 項においては、特定外来生物又は未判定外来生物が存在し、付着し、又は混入しているおそれがある輸入品等に係る検査の対象に、輸入品等の所在する土地及び施設（車両、船舶、航空機その他の移動施設を含む。以下同じ。）を追加した。この「施設」には、倉庫や港湾等にあるクレーン類等も含まれる。また、車両については旧法の立入りの対象となっていなかったが、「施設」に含まれるものとして同項の立入りの対象に追加した。

また、同項の輸入品等の対象範囲について、従前から関税法（昭和 29 年法律第

61号)第67条の規定による輸入の許可の前のものを意味するとして運用していたところ、改正法により、これを条文上明記することとした。なお、物品によっては関税法第67条の規定による輸入の許可前に内陸に運搬されるもの(保税地域間を保税運送する外国貨物、保税展示場において展示される外国貨物等)が存在するが、これらについても「輸入の許可を受ける前のもの」として新法第24条の2第1項に基づく検査の対象となり得る。

## 2 消毒・廃棄対象の拡大(新法第24条の2第2項関係)

特定外来生物又は未判定外来生物が存在し、付着し、又は混入しているおそれがある輸入品等の所在する土地及び施設を、消毒・廃棄命令の対象に追加した。また、新法第24条の2第1項に規定する検査以外のこれに相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査により特定外来生物又は未判定外来生物が付着し、又は付着していることが判明した場合についても、消毒・廃棄等の命令を行う新法第24条の2第2項を適用できることとした。

「法第24条の2第1項に規定する検査以外のこれに相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査」については、①生物の性質に関し専門の学識経験を有する者、②規則第31条第4号に規定する機関、③①及び②に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者のいずれかに該当する者であって検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないと認める者が、検査の対象となる生物若しくは検査対象生物の特徴を確認することができる写真その他の資料の目視又は採取した検査対象生物の全部若しくは一部を用いた分析により行う検査が該当する(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第二十四条の二第一項の規定による検査に相当すると認められるものとして主務大臣が定める検査(令和4年環境省告示第〇号))。例えば、特定外来生物又は未判定外来生物が発見された場所で、当該場所をその区域に含む地方公共団体が環境省を経由せずに当該生物に係る学識経験者に当たる者に検査を依頼した場合などが想定される。

## 第三 その他

改正省令により、第一及び第二の改正事項に係る規定の整備及び関係法令の改正に伴う規定の整備のため、規則の改正を行った(規則第17条、第29条の2及び第29条の4並びに様式第4から様式第6まで)。

また、地方支分部局の長の委任権限に、法第11条第1項及び新法第13条第1項の規定による権限を追加した(規則第36条)。